

教育研究資金不正防止対策検討委員会最終報告(抜粋)

➢平成24年度実施

➢平成24年度中または平成25年度実施

➢平成25年度以降に実施を検討

委員会最終報告のすべての対策については裏面に記載しています。

運営・管理基盤の整備

- ・教育研究資金の適正な執行に向けた「ハンドブック」等の作成・配布
- ・予算詳細執行補助者や発注業務の補助者から誓約書をとる
- ・不正行為を行った者の懲戒処分基準の明確化と周知徹底

統制環境の整備

組織体制の強化

- ・予算責任者、予算詳細責任者及び 予算詳細執行補助者の責任の明確化、役割の強化及び周知徹底
- ・教育研究資金の管理・監査要項の改正
- ・旅行命令権者及び担当部署の義務と責任の明確化

責任体系の明確化

教育研究資金の適正な執行・管理活動

- ・検収センターの整理・充実
- ・教員発注方法の見直し
- ・旅費・謝金・人件費について勤怠管理の確認や支払を受ける者の実在性の確認
- ・物品等請求システムを使用した発注書の作成と義務化

統制活動の強化

教育研究資金の不正使用を二度と起こさないため、不断の改善を実施します。

不正の要因と把握、分析と計画管理

- ・他大学等で起こった不正経理問題の検証
- ・コンプライアンス室と連携した、不正防止対策への各部局の対応義務の強化
- ・コンプライアンス室体制の充実・強化
- ・内部監査室による監査の結果、問題があった場合の対応ルールを作成

不正発生リスク評価と対応

情報の伝達

- ・教育研究資金使用に関する相談窓口の強化、FAQの蓄積・公開
- ・物品等請求システムを活用した情報共有

情報伝達の確保

モニタリング体制の強化

- ・内部監査室体制の充実・強化
- ・コンプライアンス室体制の充実・強化(再掲)
- ・内部監査室による監査の結果、問題があった場合の対応ルールの作成(再掲)

実効性のあるモニタリング

「教育研究資金不正防止対策検討委員会」最終報告対策一覧

平成24年6月22日決定

本報告は、「教育研究資金不正防止計画」の見直しを念頭に、「教育研究資金不正防止対策検討委員会中間報告」(平成24年3月16日)を踏まえ、新たな不正防止対策を検討したものである。

平成24年度実施

- ◇予算責任者(部局長)、予算詳細責任者及び予算詳細執行補助者の責任の明確化、役割の強化及び周知・徹底
- ◇教育研究資金の適正な執行に向けた「ハンドブック」等の作成・配布

- ◇会計検査院決算検査報告書等による指摘事項等の情報を教職員に積極的に周知
- ◇不正経理問題の情報共有
- ◇他大学等で起こった不正経理問題の検証(調査・必要な対応等)

- ◇取引にあたり「誓約書」の提出を義務づけ
- ◇検収センターの整理・充実

平成24年度中または平成25年度実施

- ◇教育研究資金の管理・監査要項の改正(内容を見直した上で、「規則」として制定)
- ◇契約担当役の代行機関の補助者の見直し
 - ・発注権限を持つ教員や事務局課長の補助者の権限と責任の明確化
 - ・契約担当役の補助者であるグループ長の補助者(スタッフ、補佐員)の権限と責任の明確化
- ◇予算詳細執行補助者や発注業務の補助者から誓約書をとる
- ◇教育研究資金を扱う教職員の研修会等への出席を義務づけ

- ◇資金毎の特徴及び使用ルールの周知等の強化
- ◇ルールに関する文書の体系的整理、掲示、周知の徹底
- ◇コンプライアンス室と連携した、不正防止対策への各部署の対応義務の強化
- ◇教員発注方法の見直し
- ◇検収センターの整理・見直し
 - ・検収センター職員及び事務職員への教育(年2回程度実施)
- ◇一定額以上の取引を行っている業者について年度末債権額の突合チェックの実施(毎年度)

- ◇署名入りの確認書等を作成し、年度末に予算詳細責任者が適正な予算執行であることを確認
- ◇取引業者に財務会計ルールや、再発防止策の配布、周知
- ◇取引件数の多い業者を抽出し、財務会計ルール等を個別に説明
- ◇教育研究資金使用に関する相談窓口の設置、FAQの蓄積・公開
- ◇内部監査室体制の充実・強化

平成25年度以降に実施を検討

- ◇契約担当役の代行機関の補助者の見直し
 - ・補助者を限定し、雇用関係にある者のみとする
- ◇旅行命令権者及び担当部署の義務と責任の明確化
- ◇ルールの周知徹底
- ◇十分な執行期間を設定できるよう学内の予算の配分・執行方法について
- ◇不正行為を行った者の懲戒処分基準の明確化と周知徹底
- ◇旅行命令権者及び担当部署のルールの見直し

- ◇その他、必要な諸規程、会計ルールの見直し(不正防止対策を踏まえた見直し、検収に関するルールの規程化、謝金支給ルールの見直し、立替払の見直し等)
- ◇コンプライアンス室体制の充実・強化
- ◇内部監査室による監査結果の、問題があった場合の対応ルールの作成
- ◇発注方法の見直し
- ◇検収センターの整理・見直し
 - ・全ての納品(1万円未満含む)を検収
 - ・自己検収を原則禁止
 - ・検収した際、現物に検収印または検収済みシールを貼る等

- ◇謝金支給の確認体制の見直し
- ◇旅費・謝金・人件費について勤怠管理の確認や支払いを受ける者の実在性の確認
- ◇物品等請求システムを使用した発注書の作成と義務化
- ◇物品等請求システムを活用した情報共有